

令和3年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和3年11月8日(月) 午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1406会議室
- 3 委員の出席 10名中8名出席
- 4 協議会の概要
開会挨拶：武田農林水産部次長兼水産課長
議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

事務局

「海洋生物資源の保存および管理に関する法律」(平成30年7月)に基づき、全国の漁業者は厳しい資源管理に取り組んでいるところであるが、資源状況が悪化しているクロマグロの資源管理のため、令和3年6月1日から広域漁業調整委員会の指示に基づき遊漁によるクロマグロ採捕に規制がかかっている。また、令和3年8月21日からは大型魚についても採捕禁止の規制がかかっている。指導に従わない等悪質な場合には罰則が適用される厳しいものとなっている。遊漁者に対してはリーフレットを配布するなどして周知徹底を図ってきた。

委員

- ・クロマグロ漁期には周知が徹底されているよう、リーフレットの配布時期を早くしてほしい。
- ・採捕禁止だけでなく、釣れた場合にはこのような方法で放流してくださいというところまで周知してほしい。

事務局

- ・アナウンスの時期や方法については、水産庁と相談しながら早めに周知できるようにしたい。

(2) 密漁について

事務局

水産庁作成のパンフレットに沿って説明。特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪が新設され、ともに3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金が科せられる。また、無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪についても罰則が引き上げられるので、注意してほしい。また、去年の密漁の傾向として外国人による密漁が目立ったことから、多国語による啓発文書を作成し、県内に住む外国人に対して周知を行った。今後も看板を新設するなどして、密漁の防止啓発に取り組んでいきたい。

委員

・密漁については地元の人が厳しく言っていないと無くならないと思うが、一方で子供連れや地元の人との親戚などと言われると大目に見るところもあり、線引きが難しい。

・コロナ禍で釣りを楽しむ人が増えているが、それに伴い釣り人のマナーの悪さが目立つ。犯罪レベルではないかと思うものも多数ある。警察にも協力を依頼したいぐらいである。

・漁業者に「ここに車を停めてもいいですか」「ここで釣りをしてもいいですか」などと尋ねる釣り人はマナーを守る人が多いように感じる。このように、釣り人と漁業者とがコミュニケーションをとりながら、良好な関係を築いていくことが重要である。